

2023年11月1日(水)

2023年度 第2回J-STAGEセミナー (JST-STMジョイントセミナー)

オープンアクセスにおける 著作権とライセンス

鈴木 康平

人間文化研究機構 特任准教授

本日の報告内容

- 著作権法制の概要
- オープンアクセスにおける著作権とライセンス
 - クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
 - 権利保持戦略
 - 二次出版権
- 競争法・プラットフォーム規制

著作権法制の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
 - 公正な利用と権利保護のバランスが重要
- **思想・感情の創作的な表現**を「著作物」として保護。
 - 小説、**学術論文**、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
 - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
- 著作権者の許可なく複製することや、インターネットで公開するなどの行為は著作権侵害になる
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用は、一定の要件を満たす場合には著作権が制限され(権利制限)、著作物を利用できる

Open Access (OA)





- **Budapest Open Access Initiative (BOAI) 宣言 (2002年)**
 - 「インターネットへのアクセス自体を除き、**経済的、法的または技術的な障壁なく、すべてのユーザーが、……合法的な目的で、パブリックインターネット上で無料で利用できるようにすること**」
 - 「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、**著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである**」
- **OAの主な実現手段**
 - グリーンOA：著者がセルフアーカイブしてOAにする
 - ゴールドOA：出版社がOAにする。掲載料(APC)を支払う場合も多い
 - ハイブリッドOA：APCを払ったものはOAになり、それ以外はOAにならない
 - ダイヤモンドOA：著者・読者ともに費用をかけずにOAにする

統合イノベーション戦略2023 (2023年6月9日閣議決定)

- 「G7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合を踏まえ、**我が国の競争的研究費制度における2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する。**」(p.26)
- 「**<学術論文等のオープンアクセス化>** 論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)の市場支配の下におかれていることを踏まえ、2023年5月のG7科学技術大臣会合を踏まえ、国としてのオープンアクセス方針をCSTIで審議中。」(p.126-127)

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

- 4つの条件を組み合わせた6種類のライセンス

条件		内容	補足
表示(BY)		クレジット表示	改変した場合はその旨を記す
改変禁止(ND)		元の作品を改変しない	翻訳を含めた改変自体は可能だが、改変したものを共有することは不可
非営利(NC)		営利目的で利用しない	金銭のやりとりがある場合は、実費であっても営利目的と判断
継承(SA)		改変した場合、同じCCライセンスで公開	追加の条件を付けることも禁止



- CCライセンスは3つの要素で効果を保証
 - コモンズ証：非法律家向けにライセンス趣旨をまとめたもの
 - ライセンス：リーガルコード、利用許諾。法律家向けの厳密な記述
 - メタデータ：サーチエンジン向けの、RDFに基づいたライセンス情報

CCライセンス 詳細

- 著作権者がCCライセンスを付与する
- CCライセンスは、著作権者であっても一度付与すると取消できない
 - 公開をやめたり、別ライセンスの追加の付与はできるが、以前に付与したCCライセンスの撤回はできない
- CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない
- CCライセンスがカバーするのは、いわゆる著作権のみで、著作者人格権や肖像権・パブリシティ権、プライバシー権などはカバーしない
 - もっとも、CCライセンスでは、許諾者はライセンス範囲での利用について、可能な限り、人格権等を放棄または主張しないことに同意する、とされている
- 他人の著作物を含む場合、引用等を除いて、許諾を得てからCCライセンスを付与する
- 著作権者自身はCCライセンスに縛られない (例：NCでも、著作権者は営利利用できる)
- NCやNDであっても、著作権者に許諾をとれば営利利用や改変は可能

OAとCCライセンス

- BOAI10はCC BYまたは同等のライセンスの使用を推奨
- J-STAGE搭載ジャーナルのうち、CCライセンスが付与されたのは約250誌 (2023年8月時点。2023年度第1回J-STAGEセミナーでの事務局回答より)
- Jxivへの投稿にあたっては、CCライセンスの付与が必須
- DOAJ (Directory of Open Access Journals) への収録にあたっては、CCライセンスか同等のライセンスの明記が必要

権利保持戦略 (Rights Retention Strategy)

- **出版社に論文の著作権を譲渡等する前に**、OAにするための利用許諾を所属機関や助成機関に対して著者が与えること、あるいは、助成機関が論文をCC BYなどで公開することを助成対象者に義務付けること
- 欧州委員会が2022年8月に公表した、OAと著作権に関する報告書では、権利保持戦略の代表例として以下の2つを挙げている
 - ハーバード大学文理学部によるOAポリシー
 - cOAlition Sが提唱した「プランS」における権利保持戦略
- エディンバラ大学やケンブリッジ大学、オックスフォード大学なども権利保持に関するポリシー策定やパイロットプロジェクトを実施

出所 : Christina Angelopoulos, *Study on EU copyright and related rights and access to and reuse of scientific publications, including open access: Exceptions and limitations, rights retention strategies and the secondary publication right*, Publications Office of the European Union, June, 2022.
Plan S ウェブサイト <https://www.coalition-s.org/>

ハーバード大学文理学部OAポリシー

- 明示的なオプトアウトが無い限り、教員は著者最終稿について、大学に対してアーカイブと配布の非独占的ライセンスを与えるというポリシー
- 2008年2月12日に採択されたものであり、権利の許諾に焦点を当てた米国初のOAポリシーであると言われている
- 現在では文理学部以外でも組織別にポリシーが定められている
- 権利保持戦略の懸念として、大学等への事前の著作権のライセンスを理由に、出版社がジャーナルへの掲載を拒否する可能性があることが挙げられるが、ハーバード大学では、OAポリシーによる事前ライセンスを理由として、ジャーナルが論文掲載を拒否した事例は聞いたことがないと説明されている
 - 拒否した事例がない理由として、OAポリシーからのオプトアウトやエンバーゴが認められていることが挙げられている

プランSにおける権利保持戦略

- プランSの原則の一つ
「著者またはその所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」
- cOAlition Sを構成する助成機関は、次のような2種類の権利保持戦略を実施
 - 事前ライセンス：助成の開始時に、助成金受給者に対して、助成金により生じる将来のすべての著者最終稿に対して、CC BYライセンスの適用を要求する戦略（投稿時から論文がCC BYであることを明示する）
 - 事前義務：助成金受給者に対して、著者最終稿または出版社版がCC BYライセンスであることを義務付ける戦略（遅くとも出版時に論文をCC BYとする）
- CC BYの使用が原則だが、CC BY-SA、CC0も使用可能
- CC BY-NDも、助成機関が正当な理由があると認めた場合は使用可能

日本における権利保持戦略

- 日本では権利保持戦略はほとんど議論されていない？
- 著作権法上は、権利保持戦略は有効に機能しそう
 - 利用権の設定にあたって、行政機関への登録などは不要（利用権の当然対抗制度（著作権法63条の2））
 - なお、著作権の譲渡を第三者に対抗するためには、文化庁への登録が必要
- もっとも、出版社との契約上、権利保持戦略が本当に有効かは疑問
 - 投稿規約に「事前にライセンスしていないこと」が含まれる場合も
- 後述する二次出版権のほうが現実的？
 - 条文に「契約で上書きできない」旨を書き込むことも
 - 日本国外への提供をどう処理するかが問題に
 - 出版社との契約における裁判管轄の問題も

二次出版権 (Secondary Publication Right)

- 公的助成により一定割合が賄われた研究に関する論文等について、論文等が出版された後に、著作者や著作者の所属機関等に対して、論文等をOAとする権利を与える制度
- 欧州の複数の国で導入されている (ドイツ、フランス、オランダなど)
- 二次出版権を導入している国では、即時OAを義務化している国はなく、エンバーゴ(STM分野は最長6カ月、人文社会分野は最長12カ月など)が設けられているもよう

出所 : Knowledge Rights 21, A Position Statement from Knowledge Rights 21 on Secondary Publishing Rights, October, 2022

- 二次出版権の例 : ドイツ著作権法38条4項
学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著作者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、営利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。
最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。

出所 : 本山雅弘訳「外国著作権法令集(57) : ドイツ編」著作権情報センター(2020年)

競争法・プラットフォーム規制との関係

- 統合イノベーション戦略2023は「論文・データ等の研究成果がグローバルな**学術出版社等(学術プラットフォーム)**の市場支配の下におかれている」と指摘
- 仮に学術プラットフォームの市場支配が成立しているならば、**競争法(独占禁止法)やプラットフォーム規制の学術出版社等への適用可能性**が気になる
- EUには、搾取的な高価格を設定していた薬品について、競争法違反の疑いありとされ、最終的に約7割の値下げが行われた事例がある (CASE AT.40394 - Aspen, 10/02/2021)
 - 関連コストに合理的な利益を合わせた**適正水準を平均300%上回る価格設定**をしている
 - 代替性がなく、取引の必要性があるので、**高価格でも需要者は受け入れざるを得ない**
 - **コストに比例しない明確な搾取的価格引き上げ戦略**が内部資料から読み取れ得る出所：滝澤紗矢子「EUにおける搾取的高価格規制の新動向」NBL 1213号4頁以下(2022年)
- 購読費用やAPCが搾取的高価格であると大学等が考えるのならば、OA義務化や著作権よりも、プラットフォーム規制や競争法の適用を議論すべきではないか？
 - 出版社にとっても、適正価格の購読費・APCが確保されるのであれば、強制的な即時OAが進められるよりもよいのではないか？